

令和元年6月

「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」発令時の対応

保護者様

倉敷市立南中学校  
校長 岡田 直利

気象警報・避難情報の発令時の対応について

青葉の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素から本校教育に格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、気象庁による梅雨入りが宣言され、大雨・洪水などが発生しやすい出水期になりました。大雨や台風などに関わる「特別警報」または「暴風警報」、あるいは「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」が発令されたとき、生徒の安全を確保するため、下記のとおりとしますので、ご家庭での対応をよろしくお願ひします。

記

1 登校前に「特別警報」または「暴風警報」が発令されている時

午前7時の時点で倉敷市に「特別警報」または「暴風警報」が発令されていたら、生徒は「臨時休業」とします。

※午前5時の時点で「特別警報」「暴風警報」が発令されていれば、午前7時まで解除になった場合でも給食は実施できません。そのため、当日は午前中のみ授業となります。

2 在校中に「特別警報」または「暴風警報」が発令された時

関係機関と相談し、安全面に十分注意したうえで生徒を下校させます。また、eこねつとメールでご家庭にお知らせします。

3 他の警報及び各種避難情報の発令時について

各種気象警報のうち「暴風」を伴わないもの（例「大雨警報」）では、原則として、平常の授業を行います。安全面に十分注意して登校させてください。ただし、「特別警報」「暴風警報」は発令されていない（解除された）が、「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」が倉敷市（防災危機管理室）より発令されている場合もあります。この時の対応につきましては、右面をご覧ください。

\* 必要事項の連絡は、学級連絡網とeこねつとメールを通じて行いますので、ご協力をお願いします。

\* 暴風警報の発令時は、決して外出させないでください。また、解除されても出水の危険があるため、川や用水路に近づかないようにさせてください。

＜在住地・学校所在地において発令＞

1 登校前に発令された場合

○「避難準備情報」（警戒レベル3）発令

通常どおり登校としますが、保護者の判断により登校を控えた場合は、欠席（遅刻を含む）扱いにはしません。

○「避難勧告」「避難指示」（警戒レベル4）発令

午前7時の段階で発令されていた場合は、「臨時休業」とします。

2 登校後に発令された場合

○「避難準備情報」（警戒レベル3）発令

保護者から申出があった場合は、保護者への引渡しを基本として下校させ、早退扱いにはしません。

○「避難勧告」「避難指示」（警戒レベル4）発令

保護者への引渡しによる下校を基本とし、状況によっては教員誘導により下校させます。ただし、緊急を要する場合は新たな避難場所へ誘導します。

※ 欠席扱いにしない場合、「出席停止」の扱いとします。

※ 防災情報の入手方法について

通常のテレビ放送画面による告知のほか、次の方法によっても情報を入手できます。

倉敷市ホームページ・おかやま防災情報メール・緊急告知FMラジオ・災害情報共有システム Lアラート（NHKデジタル放送）・有線放送・放送塔・広報車 等

避難準備情報・避難勧告・避難指示について

○ 避難準備情報

避難の準備をするよう呼びかけるもの。ただし、高齢者や障害者など避難に時間がかかる人は、避難行動を開始しなければならない段階。

○ 避難勧告

災害によって被害が予想される地域の住民に対して、避難を勧めるもの。

○ 避難指示

住民に対し、避難勧告よりも強く避難を求めるもので、避難勧告よりも急を要する場合や人に被害が出る危険性が非常に高まった場合に発令される。ただちに避難行動を開始することとなり、勧告よりも拘束力が強い。

参考

令和元年5月29日より、豪雨時の防災情報において5段階の警戒レベルが設定、発表されるようになりました。裏面をご参照ください。